

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)から 安全な区域に住宅を移転する費用の補助制度があります

下諏訪町災害危険住宅移転事業補助制度の概要

土砂災害のおそれのある区域に住宅を所有し居住する町民の方が、危険な住宅を除却し、町内の安全な区域に新たな住宅を建築又は購入するための費用に対し、国、県、町が補助金を交付する制度です。

【対象となる住宅】 ☆次のいずれかに該当する住宅

- ① 災害危険区域に建つ既存不適格住宅
(建築基準法に基づき、長野県知事が指定する区域)
- ② 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に建つ既存不適格住宅
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定により長野県知事が指定した土砂災害特別警戒区域)
- ③ ①・②の区域のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、町長が是正勧告等を行った住宅

※既存不適格住宅：建築時には適法に建てられた建築物であって、その後の法令の改正等によって現行法に対して不適格な部分が生じた住宅のこと

【補助金の額】

補助対象	補助対象経費	限度額
①危険住宅の除却	危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費及びその他移転に伴う諸経費	975千円
②移転先の土地の購入	金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入期間中の当該借入金利子に相当する額(年利率8.5%を限度とする。)	2,060千円
③移転先の敷地の造成		608千円
④移転先住宅の建築、購入		4,650千円
⑤移転先住宅の建築、購入に伴う諸経費	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に伴う諸経費	200千円

※危険住宅に代わる住宅の建築及び購入は、信州健康ゼロエネ住宅指針における最低基準に適合することが要件となります。

※移転した後の危険住宅は、原則取り壊してください。

※融資を受けない場合は、②③④の補助はありません。(①⑤のみの補助が可)

※移転先が土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の場合は、事前にご相談ください。

補助金交付には、前年からの事前相談が必要になるため、すぐに移転工事等を行うことはできません。

年度当初に補助申請を行い、交付の決定を受けてから契約・着工をし、年度内(概ね2月末日)に工事を完了してください。

※補助金の交付申請を行う前に、建築工事（除却工事を含む）に着手してしまうと、補助は受けられませんのでご注意ください。

事前相談・申出

- 災害危険区域の指定確認
- 町における県との協議（見積り等必要）

交付申請

- 申請に必要な書類
 - ・災害危険住宅移転事業補助金交付申請書
 - ・災害危険住宅移転事業計画書
 - ・危険住宅に代わる住宅建設事業（購入）計画書
 - ・除却等及び建設の場所の位置図
 - ・危険住宅に代わる住宅の平面図
 - ・危険住宅の写真（全景が分かるもの2面以上）
 - ・世帯全員の住民票の写し
 - ・最低基準に適合していることを示す書類
 - ・建築基準法施行令第46条第4項に適合していることを示す図面、計算書等

※必ず工事に取り掛かる前に申請してください。

交付決定通知送付

- 書類審査後、町から「補助金交付決定通知書」を送付。

契約・工事着手

- 補助金交付決定後に、契約を締結すること。
- 交付申請の内容に基づき工事を行ってください。

工事完了

実績報告書提出

- 実績報告に必要な書類
 - ・災害危険住宅移転事業実績報告書
 - ・災害危険住宅移転事業実施状況調査
 - ・危険住宅除却等事業支払内訳書
 - ・領収書の写し
 - ・住宅建設事業に係る金銭消費貸借契約書の写し
 - ・土地の購入に係る金銭消費貸借契約書の写し
 - ・危険住宅に代わる住宅のしゅん工写真（全景2面以上）

完了検査

補助金確定通知送付

- 現地において完了検査
- 書類審査後、町から「補助金確定通知書」を送付。

補助金交付請求

- 申請者は、補助金確定通知の額を請求する。

補助金の支払

- 指定口座へ補助金を振り込みます。

お問い合わせ・ご相談は

下諏訪町 建設水道課 都市整備係 電話 0266-27-1111(内線245)